

国際金融規制 (バーゼル規制の最近の動向)

国の債務管理の在り方に関する懇談会

2016年6月13日

金融庁総務企画局参事官 白川俊介

バーゼルⅢ ～銀行の自己資本規制の新たな枠組みのポイント

- 金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行について、適切なリスク管理を促し健全性を確保するため、自己資本の質・量の向上を求める自己資本規制の強化等に合意(2013年から2019年にかけて段階的に実施)。

バーゼルⅢのポイント

◇ 自己資本の量の強化:

- ① 自己資本比率の最低基準の引上げ
 - －普通株式等Tier1比率2%→4.5%
 - －Tier1比率 4%→6%
 - －総自己資本比率 8%を維持
- ② 資本保全バッファ(2.5%)の創設(参考)
 - －普通株式等Tier1比率 計7%
 - －総自己資本比率 計10.5%

◇ 自己資本の質の強化:

- ① 自己資本に算入できる条件の厳格化(一部の劣後債は自己資本に算入不可)
- ② 資本からの控除項目の拡大(無形固定資産等を資本から控除)

◇ 段階的实施:

2013年から2019年にかけて段階的に実施

(参考)バーゼル規制の枠組み

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(Tier1 + Tier2)}}{\text{資産額} \times \text{リスクの大きさに応じた割合}} \geq 8\%$$

(例: 日本国債0%、貸出20%~150%)

(注) Tier1: 普通株式、内部留保、優先株等、Tier2: 劣後債等

バーゼルⅢの全体像

資本水準の引き上げ

普通株式等Tier1比率、Tier1比率の最低水準を引き上げ

資本の質の向上

- ①普通株式等Tier1に調整項目を適用
- ②Tier1、Tier2適格要件の厳格化

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}}$$

リスク・アセットの計測における過度なばらつきの問題等への対応

定量的な流動性規制(最低基準)を導入

- ①流動性バレッジ比率(ストレス時の預金流出等への対応力を強化)
- ②安定調達比率(長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保)

補完

プロシクリシティの緩和

資本流出抑制策(資本バッファ<最低比率を上回る部分>の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制)など

レバレッジ拡大の抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}}$$

バーゼルⅢにおける段階的实施

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
普通株式等の最低所要水準			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファ						0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株式等の最低所要水準＋資本保全バッファ			3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
Tier1最低所要水準			4.5%	5.5%	6%	6%	6%	6%	6%
総資本最低所要水準			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
総資本最低所要水準＋資本保全バッファ			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%

レバレッジ比率	監督上の モニタリング期間	試行期間 2013年1月1日～17年1月1日 各銀行による開示開始 2015年1月1日						第1の柱へ の移行	
---------	------------------	------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--------------	--

流動性カバレッジ比率(LCR)	観察期間 開始				60%	70%	80%	90%	100%
安定調達比率(NSFR)	観察期間 開始							最低基準 の導入	

バーゼル委による金融危機後の規制改革の検討状況

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)(2016年1月)の結果

- ✓ バーゼル委による金融危機後の規制改革(リスク・アセット計測における過度なばらつき問題への対応等)について、2016年末まで完了させることで合意。
- ✓ 最終化に向けて、本年中に定量的影響度調査(QIS)を実施し、全体的な資本賦課の水準を大きく引き上げない方向で調整。

<主な項目(今後の作業計画)>

(項目)	(検討状況)	(実施時期)
• 信用リスクの計測手法 (標準的手法・内部モデル手法)	市中協議実施 (標準的手法は2015年12月(第2次)、 内部モデル手法は2016年3月(実施中))	未定
• マーケットリスクの計測手法	最終化済(2016年1月)	2019年
• オペレーショナル・リスクの計測手法	第2次市中協議実施中(2016年3月)	未定
• レバレッジ比率	市中協議実施中(2016年4月)	2018年
• 銀行勘定の金利リスクの取扱い	第2の柱で最終化済(2016年4月)	2018年

銀行勘定の金利リスク

- 2013年春にバーゼル委員会において、検討を開始
(※ 銀行の国債保有に焦点を当てたものではない)。



- 2015年6月～9月に
 - ①リスク量の計測を定式化し、自己資本比率の分母に反映する案
(第1の柱)
 - ②自己資本比率には反映させず、監督対応の深化を図る案(第2の柱)
の両論併記で市中協議(パブコメ)を実施



- 2016年4月21日、「第2の柱」案を採用した最終文書を公表

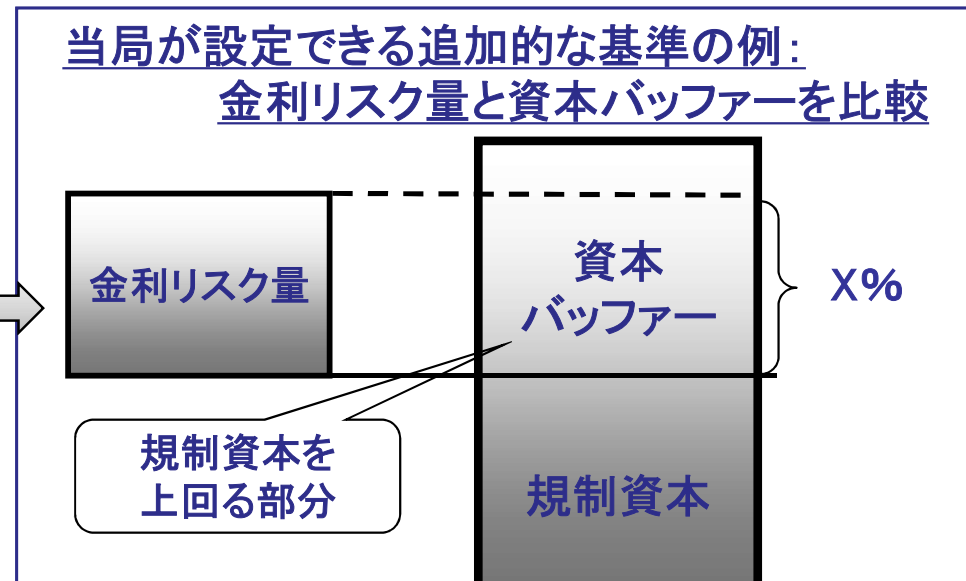
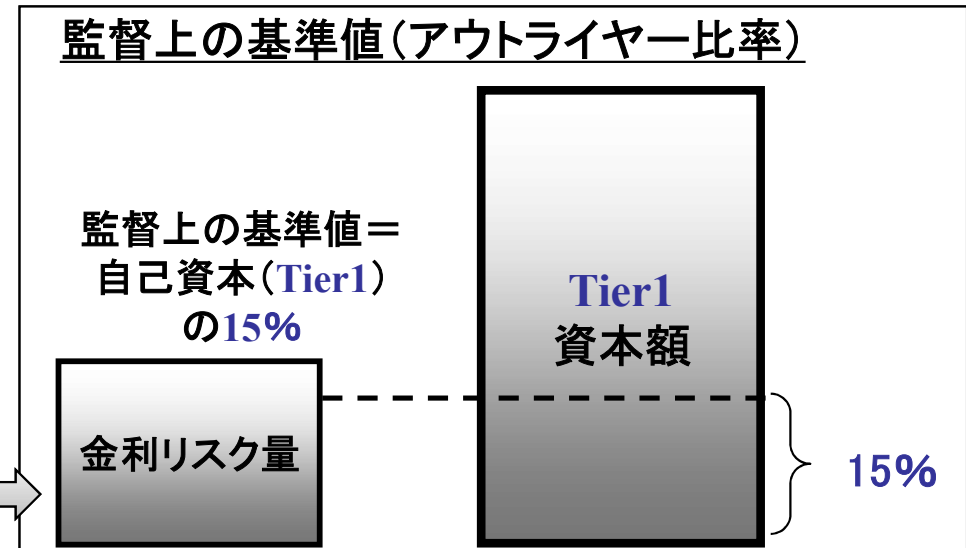
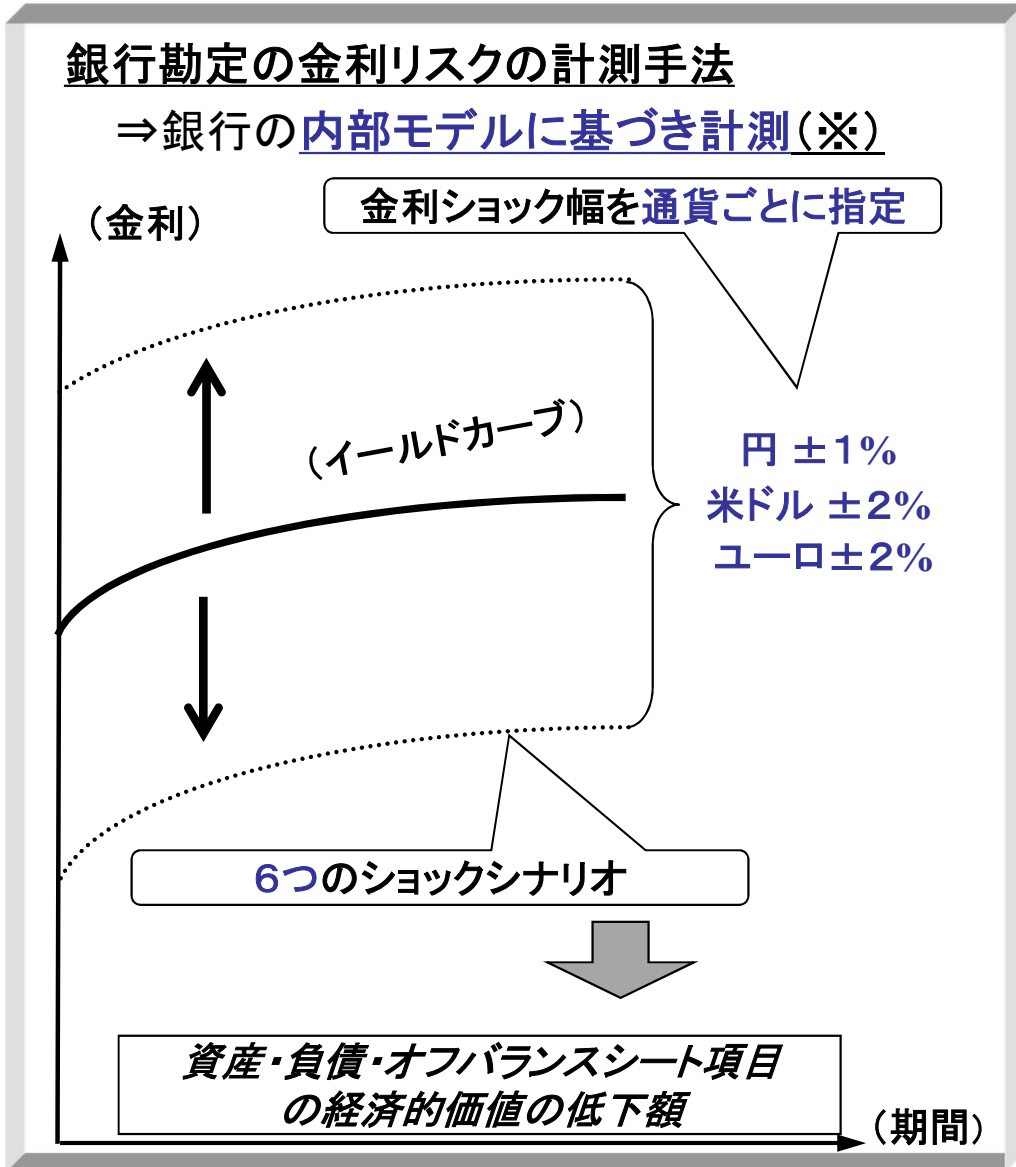


- 2018年より適用開始予定^(注)

(注) バーゼル委が今回公表した最終合意は、国際的に活動する銀行への適用を想定。

銀行勘定の金利リスクとは、金利水準の変動により、銀行勘定の資産や負債の経済価値あるいは収益が変動することにより生じるリスク。

～青字箇所が今回の最終文書で改訂された点～



※ 一般にコア預金(流動性預金のうち、実態としては引き出されることなく長時間滞留する預金)の満期が長いほど、リスク量が小さくなる。6

銀行勘定の金利リスク～最終文書と現行基準の比較

		最終文書	現行(2004年ガイドライン)
ショックシナリオ (注)	形状	6シナリオ (パラレル上・下、スティープ、フラット、短期上・下)	2シナリオ (パラレル上・下)
	ショック幅	円100bp、米ドル・ユーロ200bp、 英ポンド250bp(通貨ごとに設定)	200bp又は過去5年の1%/99%タイル値
監督上の基準値 (アウトライヤー比率)		Tier1の15% 各国当局が追加的な基準を設定可能(注2)	Tier1+Tier2の20%
監督上の対応		<ul style="list-style-type: none"> ・監督上の基準値を超えた銀行が、過大な金利リスクを抱えていないか、当局がレビューを実施。 ・レビューの結果も踏まえ、金利リスクテイクやリスク管理等に問題がある場合には、少なくとも次のうち1つの措置を採るよう求めなければならない。 ①リスクの削減、②資本増強、③内部モデルのパラメーター制限、④リスク管理向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値を超えた銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払わなければならない。 ・銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断される場合には、 ①リスクの削減、②資本増強、または、③両者の組合せ、を求める是正措置を検討すべき。
開示		<ul style="list-style-type: none"> ・定性的開示:リスク管理方針等 ・定量的開示: <ul style="list-style-type: none"> - 経済価値(6シナリオ毎)及び期間収益の変動額をTier1の額と対比する形で開示 - コア預金の平均・最長満期 	<ul style="list-style-type: none"> ・定性的開示:リスク管理方針等 ・定量的開示:経済価値又は期間収益の変動額(アウトライヤー比率は非開示)
ピアレビュー		・監督当局間で協力および情報交換	(記載なし)

(注1) アウトライヤー比率や開示における金利リスク量計測には内部モデルを使用が認められているが、その場合でも6つのシナリオ、円100bp等のショック幅の使用は義務付けられる。

(注2) 例えば、規制資本を上回る余剰額(資本バッファ)と金利リスク量の対比など。

レバレッジ規制

(目的)

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。
- 簡易な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率規制)を補完。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{資本(新定義のTier1)}}{\text{エクスポージャー(オンバランス項目 + オフバランス項目)}}$$

(基準の見直し)

- レバレッジ比率3%以上を目安として、2013年1月から2017年1月まで試行計算を実施。2015年1月から銀行レベルのレバレッジ比率及びその構成要素の開示を開始。
- 2016年1月の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)において、最低水準をTier1資本比3%とすることで合意。グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対する追加的な要件について今後議論。
- 2018年1月までに第1の柱として実施すべく、2016年中にレバレッジ比率のデザイン(上記計算式の分子や分母の定義)や水準について最終的な調整を行なう予定。

流動性規制

① 流動性カバレッジ比率 (LCR: Liquidity Coverage Ratio)

(目的)

- 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産(以下、「適格流動資産」)を保有することを求めるもの。

(基準の概要) 2015年から段階的に実施し、2019年に完全実施

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要となる資金流出額}} \geq 60\% \Rightarrow 100\%$$

(2015年) (2019年)

② 安定調達比率 (NSFR: Net Stable Funding Ratio)

(目的)

- 売却が困難な資産(所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む)を持つのであれば、これに対応し、十分な中長期等に安定的な調達(負債・資本)をすることを求めるもの。

(基準の概要) 2018年から実施見込み

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産×流動性に応じたヘアカット)}} \geq 100\%$$

バーゼル規制におけるソブリン(国債等の信用リスク)の取扱い

- 現在、銀行の自己資本比率に係るバーゼル規制において、自国通貨建ての国債は、格付にかかわらず、信用リスクをゼロにすることができる(各国裁量)。
 - ※ ユーロ圏内では、EU加盟国発行のユーロ建て国債全てを自国向け国債として扱い、低いリスク・ウェイト(=0%)を適用可能。
- また、大口信用供与規制(※)においても、国債は対象外。
 - ※ 銀行が保有する特定の債務者グループ向け債権を、基準自己資本(Tier1)の25%(G-SIB間取引は15%)までとする規制。
- ドイツなどの一部ユーロ圏諸国は、こうした取扱いが自国銀行による欧州周縁国の国債の保有を容易にし、ユーロ圏の債務・銀行危機を深刻化させたとして、規制の見直しを主張。
- 2015年1月のGHOS(中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ)会合において、バーゼル委員会が、ソブリンの規制上の取扱いについて、予断を持たず、「注意深く、包括的に、時間をかけて(careful, holistic and gradual)」検討を進めることとなった。

(参考)バーゼル銀行監督委員会によるG20首脳向け報告書より抜粋(2015年11月公表・仮訳)

バーゼル委員会は、ソブリン・リスクに関する現行規制上の取扱いの見直し作業に着手し、考えられる政策オプションを検討する。この見直し作業は、注意深く、包括的に、時間をかけて行われている。

市場流動性への影響

➤ 市場参加者の声

- ✓ 債券市場における市場参加者や取引頻度（発行残高対比の取引量）の減少
- ✓ レポ市場における四半期末取引の縮小
- ✓ 地域的な流動性の偏り

➤ 市場流動性に影響を与えている多様な要因

- ✓ 金融規制
- ✓ マクロ経済環境
- ✓ 金融政策
- ✓ 構造変化（高頻度取引の拡大、電子取引基盤の普及）

➤ 市場流動性に係るモニタリング・分析の必要性

- ✓ 複数の要因が、どのように関連し合い、どのような複合的影響を生じているか。
- ✓ 伝統的なマーケットメイカーによる機能が、他のプレイヤーにより代替される程度及びそれに伴う問題。
- ✓ 金融システムの安定性を確保しつつ、市場流動性に配慮した規制の可能性。

G7伊勢志摩首脳宣言（2016年5月27日）（抜粋）

金融規制

我々は、持続的な経済成長という我々の目標の達成に資する、G20金融セクター改革の課題の、適時の、完全な、かつ、統合的な実施を支持するというコミットメントを改めて表明する。我々はまた、規制改革の課題の主要な要素の最終化に引き続きコミットする。我々はまた、銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなく、バーゼルⅢ枠組みの一貫性を確保し、有効性を最大化するため、その枠組みの要素を改良するバーゼル委員会の作業に対する支持を再確認する。我々は、シャドーバンキング、資産運用業及びその他の市場型金融活動に関連するものを含め、金融システムにおいて生じつつあるリスク及びぜい弱性を引き続きしっかりと監視し、必要に応じ対処する。我々は、各国・地域及び各資産クラスにおける市場流動性の変化の程度、原動力及び予想される持続性を包括的に評価し、必要に応じ政策手段を検討するという、他の基準設定主体と協力した金融安定理事会(FSB)の作業を歓迎する。

我々はまた、重大で意図せざるいかなる影響にも対処することを含め、改革の実施と影響の監視を、我々の全体的な目的とそれらとの整合性を確保するため、引き続き向上させる。この点に関し、我々は、関連する改革の複合的な影響及びセクターを越えた相互作用を含む、G20金融規制改革の影響分析を向上させるためのFSB及び基準設定主体による作業を歓迎し、規制改革の実施及び影響に関するFSBの第2回G20向け年次報告を期待する。我々は、技術的に可能となった金融イノベーションの、金融の安定性及び市場の健全性に対する潜在的な影響を管理しつつ、それらイノベーションの経済的利益を享受する考えである。我々は、金融分野におけるサイバーセキュリティを促進し、G7各国間での協力を強化するための、この分野のG7サイバー専門家グループの作業を歓迎する。我々はまた、G20/OECDのコーポレート・ガバナンス原則の効果的な実施を歓迎し、支持する。特に、我々は、その原則の評価メソドロジーの策定を期待する。

参考

信用リスクに係る標準的手法の見直し

バーゼル銀行監督委員会は、リスク捕捉の適切性や銀行間の比較可能性を向上させる観点から、信用リスクに係る標準的手法を見直す作業を行っている。

<検討状況>

- 2014年12月 第一次市中協議文書の公表
 - 各国の金融機関等から、約180のコメントレターが提出された(日本からは全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用協同組合連合会、日本商工会議所等が提出)。
- 2015年12月 第二次市中協議文書の公表(コメント提出期限:2016年3月11日)
- 今後、市中からのコメントや影響度調査を踏まえた見直しが行われ、2016年末までに最終化される予定。
 - 市中協議文書では、①全体の資本賦課水準の引上げは見直しの目的ではなく、②提案されているすべての資本賦課の水準は予備的なものであり、影響度調査等を踏まえて見直す予定である、と記載されている。
- 見直し後の規制の適用時期は未定。また、バーゼル委員会は、十分な時間をかけて導入するとしている(必要な場合には経過措置の設定を検討)。

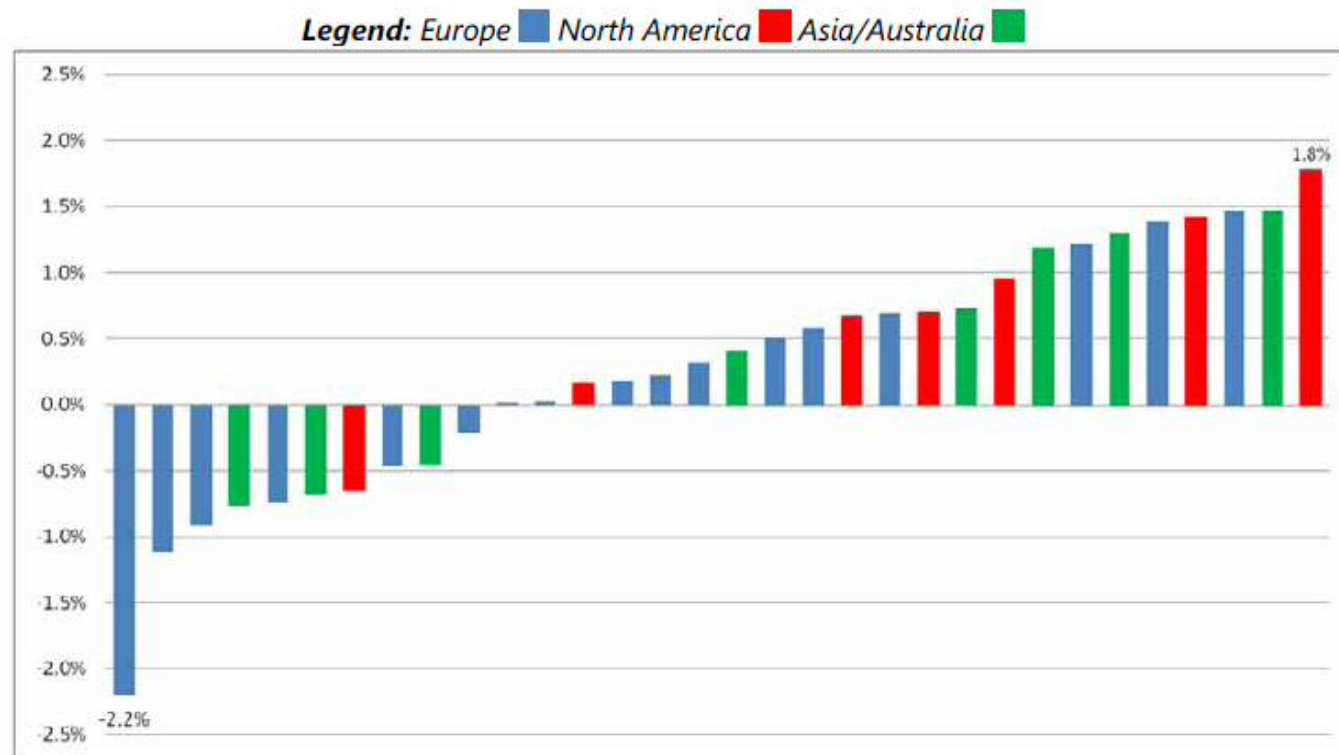
	現 行	第一次市中協議の提案 (2014年12月)	第二次市中協議の提案 (2015年12月)
銀行向け債権	<ul style="list-style-type: none"> 国際合意では、①国債の外部格付、又は②相手銀行の外部格付を参照(リスクウェイト=20~150%) 国内規制上は、<u>20%</u> 	外部格付を参照する枠組みを廃止し、自己資本比率が高く、不良資産比率が低いほど、小さいリスクウェイトを適用(30~300%)	相手銀行の外部格付を参照 リスクウェイト=20~150% (但し、短期債権は20%(投資適格又は信用リスク評価の高い無格付債権の場合))
法人向け債権 (中小企業を除く)	借手の外部格付を参照 リスクウェイト=20~150% (無格付の場合、 <u>100%</u>)	外部格付を参照する枠組みを廃止し、売上高が大きく、レバレッジが小さいほど、小さいリスクウェイトを適用(60~300%)	借手の外部格付を参照 リスクウェイト=20~150% (無格付の場合、 <u>中堅企業は85%</u> 、それ以外は100%)
株 式	リスクウェイト= <u>100%</u>	リスクウェイト=上場300%、非上場400%	リスクウェイト= <u>250%</u>
リテール (個人、中小企業向け)	リスクウェイト=75%	リスクウェイト=75%	リスクウェイト=75%
住宅ローン	<ul style="list-style-type: none"> 担保で全額保全されている場合、リスクウェイト=<u>35%</u> 担保で全額保全されていない場合、債権全体に75%、アパートローン等は100% 	担保価値に対する貸出額(LTV)が小さく、借手の支払能力(DSC)が高いほど、小さいリスクウェイトを適用(25~100%)	LTVが小さいほど、 <u>小さいリスクウェイトを適用(25~75%)</u> (アパートローン等は、 <u>70~120%</u>)
コミットメント (オフバランスシート)	<ul style="list-style-type: none"> a. 無条件で取消可能: 掛目=<u>0%</u> b. その他: 掛目=<u>20%又は50%</u> 	<ul style="list-style-type: none"> a. 無条件で取消可能: 掛目=10% b. その他: 掛目=75% 	<ul style="list-style-type: none"> a. 無条件で取消可能なリテール向け: 掛目=[<u>10~20%</u>] b. その他: 掛目=[<u>50~75%</u>]

※ ソブリン、中央銀行向け債権、公共部門向け債権の取扱いは、本市中協議文書の対象外

信用リスク・アセットのばらつき問題

- 銀行勘定のリスクアセットの整合性に関するバーゼル委の報告書(2013年7月公表)
本調査では、13か国・32先(日本は3メガ)の銀行勘定のホールセール・ポートフォリオ(ソブリン、銀行、事業法人)について、これらの銀行のリスクウェイトの平均(median)を算出し、当該リスクウェイトに基づき各行のリスクアセットを再計算した。この結果、各行が計測していた自己資本比率から上下2%ポイント(計4%ポイント)の差異が生じることが確認された。

Chart 1: Impact of Risk Weight variation on capital ratios



Change from 10% capital ratio if individual bank risk weights from the HPE are adjusted to the median from the sample. Each bar represents one bank. The chart is based on the assumption that variations observed at each bank for the hypothetical portfolios are representative for the entire sovereign, bank, and corporate portfolios of the bank and are adjusted accordingly. No other adjustments are made to RWA or capital.

- ✓ 3月24日、信用リスク・アセットのばらつきに対処し、規制の簡素さ・比較可能性を向上させる観点から、内部モデル手法の利用を制約する方向の市中協議文書を公表(期限:6月24日)。
- ✓ 市中からのコメント及び包括的な定量的影響度調査の結果を踏まえ、資本賦課の全体水準を大きく引き上げない範囲内で見直しを行い、2016年中に最終化する予定。

<市中協議文書のポイント>

1. 内部モデル適用範囲の見直し

- 銀行、その他金融機関、及び大企業向け債権:デフォルト数が少なく、モデル化に馴染まないとして、標準的手法の適用を提案。
- 株式:上場株式等について銀行独自の情報に基づくモデル化が期待し難いこと等を勘案し、標準的手法の適用を提案。

2. アウトプット・フロア(資本フロア)の見直し

- 現行のバーゼル1ベースのフロアに代えて、標準的手法ベースのフロアを提案し、内部格付手法による計測結果が標準的手法対比で60~90%を下回らないよう確保する。
- 代替案として、リスクカテゴリー毎等のより粒度の細かいフロアも検討予定。

3. インプット・フロアの見直し

- 内部格付手法における所要自己資本額の算出に必要なパラメータ(デフォルト率等)の最低水準を、エクスポージャー種類毎、担保種類毎に設定・引上げ。

システム上重要な金融機関

- 金融危機において、一部の大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大き過ぎて潰せない」モラルハザードの問題に対処するため、「システム上重要な金融機関（Systemically Important Financial Institutions: SIFIsーシフィーズ）について①破綻予防のための規制枠組み、②円滑な破綻処理の枠組み、③監督の実効性の向上等を検討し、順次実施。

	グローバルな システム上重要な金融機関	国内の システム上重要な金融機関
銀行	2011年11月カンヌ・サミットで合意 年に1回G-SIBsの暫定リストを公表	2012年10月に枠組みを公表 2015年12月にD-SIBsを指定
保険	2013年よりG-SIIsリストを年次公表。 G-SIIs選定手法見直しに係る市中協 議を実施し、今年1月25日に終了。	未定
その他	市場インフラや <u>その他銀行・保険会社以外 の金融機関</u> (※)について検討中	未定

※ FSBは、2015年7月、資産運用業の活動がもたらす金融安定リスクに係る現在の作業が完了するまで、銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関(NBNI G-SIFIs)の選定手法の最終化を延期することを発表した。

グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)

G-SIBsリスト (2015年11月公表)

※2014年度末データを元に算出

G-SIBsリスト (2015年11月公表)	
※2014年度末データを元に算出	
【バケット5 (3.5%)】	【バケット1 (1.0%)】
—	中国農業銀行 (中)
【バケット4 (2.5%)】	バンク・オブ・チャイナ (中)
HSBC (英)	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (米)
JPモルガン (米)	中国建設銀行 (中)
【バケット3 (2.0%)】	BPCE (仏)
バークレイズ (英)	クレディ・アグリコル (仏)
BNPパリバ (仏)	中国工商銀行 (中)
シティグループ (米)	ING (蘭)
ドイツ銀行 (独)	みずほフィナンシャルグループ (日)
【バケット2 (1.5%)】	ノルディア (スウェーデン)
バンク・オブ・アメリカ (米)	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド (英)
クレディ・スイス (スイス)	サンタンデール (西)
ゴールドマン・サックス (米)	ソシエテ・ジェネラル (仏)
三菱UFJフィナンシャルグループ (日)	スタンダード・チャータード (英)
モルガン・スタンレー (米)	ステート・ストリート (米)
	三井住友フィナンシャルグループ (日)
	UBS (スイス)
	ユニクレディト (伊)
	ウェルス・ファーゴ (米)
	(バケット内 アルファベット順)
計30行	

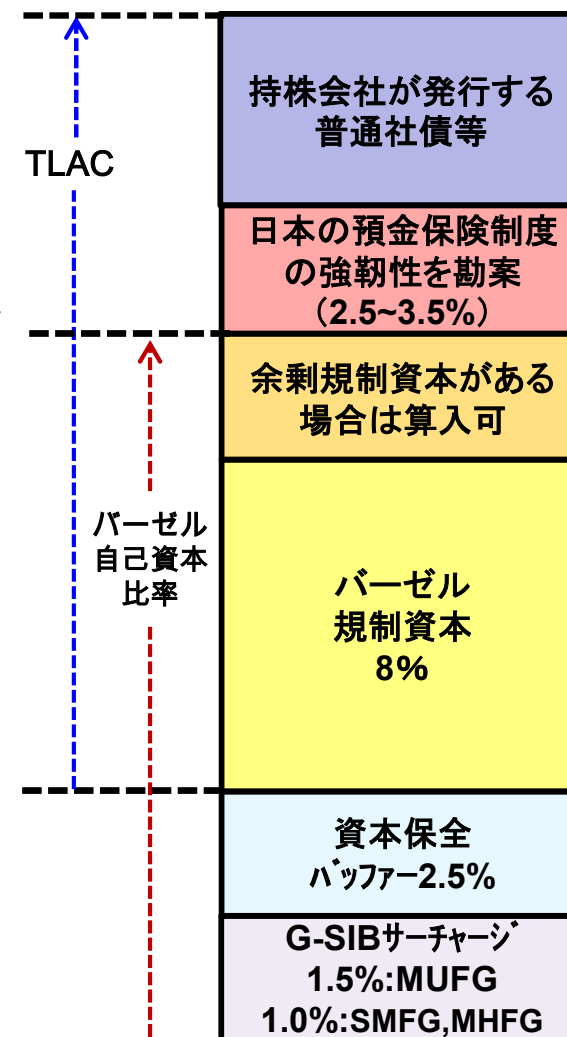
(注) G-SIBsは、各区分に従い、バーゼルⅢの規制水準に上乗せした自己資本(G-SIBバッファ)を求められる。
2016年から段階的に実施され、2019年から完全実施される予定(今回のリストは2017年に利用。リストは毎年更新)。

TLACに関する国際合意の概要

TLAC: Total Loss Absorbing Capacity: 巨大銀行に対して、破綻時に備えた損失吸収力を確保させる取り組み。「大き過ぎて潰せない(TBTF)」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、2013年G20サミットの要請を受け、2015年11月にFSB(金融安定理事会)が規制内容(国際合意)を公表。

- 規制対象: グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs: 我が国では3メガのみ)。
- 適格性: 持株会社が発行する普通社債等
- 最低水準:
 - ① 連結ベースRWA(リスクアセット)比: 2019年1月: 16%、2022年1月: 18%
(市中協議では2019年以降に16~20%とされていた。)
 - ② レバレッジ比率規制の分母比: 2019年1月: 6%、2022年@1月: 6.75%
- 預金保険制度: 2019年1月よりRWA比で2.5%、2022年1月からはRWA比3.5%を算入可。
(市中協議では2.5%またはそれ以上とされていた。)

TLACの構成と適用のイメージ(RWAベース)



(参考)破綻時の損失吸収力を用いた破綻処理のイメージ

